

傍聴人心得

- 1 傍聴人は、傍聴席では、次のことを守ってください。
 - (1) 静粛にすること。
 - (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
 - (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

 - 2 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をすることはできません。

 - 3 傍聴人は、秘密会の議決のあったときは、直ちに退場してください。

 - 4 傍聴人は、全て係員の指示に従ってください。

 - 5 次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。
 - (1) 銃器その他危険な物を持っている者
 - (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- ※ 地方自治法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人が蓮田市議会傍聴規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができます。